

## 開発許可等申請手数料一覧

申請手数料は市で発行する納付書でお支払いください（県証紙によるお支払いはできませんので、ご注意ください。）。

### 1 開発行為許可申請手数料（法第 29 条）

申請事項		自己の居住用	自己の業務用	非自己用
開発区域の面積				
(※)	1,000 m <sup>2</sup> 未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
(※)	1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円
	3,000 m <sup>2</sup> 以上 6,000 m <sup>2</sup> 未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円
	6,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	130,000 円	200,000 円	390,000 円
	30,000 m <sup>2</sup> 以上 60,000 m <sup>2</sup> 未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円
	60,000 m <sup>2</sup> 以上 100,000 m <sup>2</sup> 未満	220,000 円	340,000 円	660,000 円
	100,000 m <sup>2</sup> 以上	300,000 円	480,000 円	870,000 円

(※) 大田原市では 3,000 m<sup>2</sup>未満の開発行為について許可申請を必要とすることはありませんが、変更許可申請手数料の額を算出する参考として載せてあります。

### 2 開発行為変更許可申請手数料（法第 35 条の 2）

変更内容	手数料
① 設計変更（②のみに該当する場合を除く）	区域面積に応じた開発許可申請手数料の額に 10 分の 1 を乗じた額
② 区域編入に係る都市計画法第 30 条第 1 項から第 4 号に掲げる事項の変更	編入する区域の面積に応じた開発許可申請手数料の額
③ その他の変更	10,000 円

変更内容に応じて、上の額を合算した額が変更許可申請手数料となります。ただし、合算した額が 870,000 円を超えるときは 870,000 円となります。

### 3 その他の手数料

申請事項		手数料	
都市計画法第 41 条第 2 項に基づく用途区域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請		46,000 円	
都市計画法第 42 条第 1 項に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請		26,000 円	
開発許可を受けた地位の承継の承認申請	自己の居住用開発	1,700 円	
	自己の業務用開発	10,000 m <sup>2</sup> 未満	1,700 円
		10,000 m <sup>2</sup> 以上	2,700 円
その他の開発		17,000 円	
開発登録簿の写しの交付		470 円	